

令和 8 年 第 1 回
組合議会定例会会議録

開会	令和 8 年 2 月 2 0 日
閉会	令和 8 年 2 月 2 0 日

常総地方広域市町村圏事務組合

令和8年第1回常総地方広域市町村圏事務組合議会定例会会議録

- 招集年月日 令和8年2月20日
- 招集の場所 常総地方広域市町村圏事務組合・事務棟2階 第1会議室
- 開会（開議） 午後3時00分
- 出席議員（11名）

1番 倉 持 守 君	2番 坂 卷 文 夫 君
3番 小 林 剛 君	4番 杉 山 尊 宣 君
6番 赤 羽 直 一 君	7番 海老原 博 幸 君
8番 田 中 啓 一 君	9番 堤 茂 信 君
10番 中 島 督 仁 君	11番 高 木 寛 房 君
12番 豊 島 葵 君	
- 欠席議員（1名）

5番 関 川 翔 君

- 地方自治法第121条の規定により出席を求めた者

管 理 者	松 丸 修 久 君
副管理者	神 達 岳 志 君
副管理者	小田川 浩 君
副管理者	中 村 修 君

【事 務 局】

事務局長	小 島 義 久 君
事務局次長	瀬 崎 香 代 君
管理課長	酒 井 義 男 君
常総環境センター所長	野 口 貴 洋 君
施設課長	樋 口 博 君
管理課副参事兼課長補佐	枝 川 温 君
管理課長補佐	鈴 木 貴 直 君
常総環境センター所長補佐	堀 越 勝 君
施設課長補佐	萩 山 智 治 君

【消防本部】

消 防 長	岡 野 智 行 君
消防次長	山 田 武 君
参事兼警防課長	倉 持 邦 彦 君
- 職務のため出席した者
高 村 亜希子、篠 原 有紀子

議 事 日 程

日程第 1	会議録署名議員の指名について
日程第 2	会期の決定について
日程第 3	管理者報告
日程第 4	議案第 1 号 常総地方広域市町村圏事務組合監査委員の選任について
日程第 5	議案第 2 号 管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第 3 号 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 4 号 常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 5 号 令和 7 年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第 5 号）について
日程第 9	議案第 6 号 令和 8 年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計予算について

開 会 午後 3 時 0 0 分

○議長（坂巻文夫君）本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

只今の出席議員は 11 名で、定足数に達しております。なお、関川翔議員から、議会欠席願の提出がありこれを認めております。よって、令和 8 年第 1 回常総地方広域市町村圏事務組合議会定例会は、成立いたしました。

組合広報から、議場内の撮影の申し出がありましたので、許可をいたしております。これより開会いたします。

本日の議事日程は、会議規則第 8 条の規定により議事日程を定め、お手元に配布のとおりであります。

地方自治法第 121 条の規定により、議案等の説明のため、議場に出席を求めた者の職名を申し上げます。

管理者、副管理者、事務局長、消防長、事務局次長、消防次長、参事兼消防本部警防課長、管理課長、常総環境センター所長、施設課長、管理課副参事兼課長補佐、管理課長補佐、常総環境センター所長補佐、施設課長補佐、以上の者です。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（坂巻文夫君）日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 42 条の規定により、議長において、4 番 杉山尊宣君、6 番 赤羽直一君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（坂巻文夫君）日程第 2 会期の決定について、を議題とします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（坂巻文夫君）御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日 1 日と決定いたしました。

日程第 3 管理者報告

○議長（坂巻文夫君）管理者報告を行います。

管理者より発言を求められておりますので、これを許可します。

管理者 松丸修久君。

○管理者（松丸修久君）はい。

令和 8 年第 1 回組合議会定例会にあたり、管理者報告をさせていただきます。

はじめに、今月 12 日、水海道消防署に勤務する消防士長が、器物損壊の疑いで逮捕されましたことにつきまして、住民の皆様及び議員各位に多大なる御迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。不祥事の撲滅に向け取り組んでいる中、広域行政への信頼を大きく失墜させる事案が相次いで発生したことを大変重く受け止めております。職員の法令順守はもとより、常に「全体の奉仕者」であるという強い自覚と緊張感をもって職務に専念するよう、全職員の意識改革を図り、住民の皆様からの信頼回復に向け、職員一丸となって取り組んでまいります。

次に、諸般の事務事業について報告いたします。まず、常総環境センターの今後の施設整備計画に関し、地元住民の交渉先である「クリーン守谷協議会」から要望書が提出されました。その趣旨は、現在策定を進めている「廃棄物処理施設整備等基本構想」が、今後も現在地でごみ処理事業を継続させるものであることから、これを「第四次計画」とみなさざるを得ず、速やかに移転候補地を選定していただきたいというものです。しかしながら、現状において移転候補地を選定することは極めて困難であり、移転には莫大な費用負担と膨大な時間を要することが想定されます。本組合の財政状況や時間的猶予を鑑み、引き続き現在地においてごみ処理事業を継続させていただきたい旨の回答書を、2 月 6 日に発出いたしました。

なお、基本構想については、地元との合意形成を図り次第、速やかに策定してまいります。

ごみの搬入状況については、令和8年1月末までの総搬入量は約5万4千トンで、前年度比3%減少となりました。特に民間施設に処理を委託している不燃ごみは12%減少しており、減量の周知が浸透しつつあるものと考えております。また、不燃ごみについては、火災事故の再発防止と減量化を目的として、令和7年4月から排出段階で「ビニール、プラスチック製容器包装以外のプラスチック類」と「金属類、割れ物」に分別の細分化をお願いしております。分別向上のため、金属類、割れ物専用袋の全世帯配布を実施しましたが、依然として分別が不十分な状況も見受けられます。今後も構成市と連携し、分別の徹底に取り組んでまいります。

なお、焼損した資源化施設の復旧工事については、先月から仮設工事に着手いたしました。今後は設備機器の詳細設計・製作、外壁・鉄骨の復旧、機器据付を順次進め、令和9年9月末の完了を予定しております。

次に、常総運動公園の利用状況ですが、1月末までの総利用者数は約19万1千人となりました。このうちパークPFI施設の利用者は約1万2千人並びに犬は約4,600頭で、前年度比で3割程度の減少となっております。オープンから3年が経過し、目新しさが薄れつつあることから、潜在的なニーズを把握し、より満足度の高い施設へと成長できるよう努めてまいります。運動施設については、老朽化が顕著な野球場の改修事業を「公園施設長寿命化計画」に基づき進めております。昨年度に実施設計を完了しましたが、環境センター火災事故の復旧を優先し、今年度の工事は見送りました。しかし、施設の健全度は低下の一途をたどっており、利用者の安全確保のため、令和8年度からの事業再開に向けた予算を計上させていただきました。一方、指定管理者においては、平日夜間の需要が高い自由広場のサッカーコート1面分について、自費によるナイター照明設備の整備を進めております。3月上旬の完成後、組合へ寄付したいとの申し出を受けており、利用者サービスの向上に寄与するものと考えております。

地域交流センター「いこいの郷 常総」については、1月末までの総利用者数が約11万1千人と前年度比5%増となりました。特に健康増進施設が2割増加しており、運動後に入浴できる利点が評価されたものと推察されます。オープンから14年が経過し、設備の不具合も散見されますが、指定管理者と連携し、早期発見・早期修繕に努めてまいります。

障がい者支援施設「常総ふれあいの杜」については、指定管理者により、安定した運営がなされております。懸案であった雨漏りに対し、現在実施中の全面的な屋根・外壁改修工事により、根本的な改善を図っており、3月中旬に完了予定です。

最後に、消防事業について報告いたします。現在は3署5出張所の277名体制で、日夜、消防・救急業務にあたっております。1月末までの火災出動件数は73件、前年度比17件の増で、特に「その他火災」が18件増加しております。1月から運用を開始した「林野火災注意報・警報」の発令時には、ホームページや車両広報を通じた予防活動を強化しております。一方で、救急出場は6,121件、前年度比478件の減で、救助出場は124件、前年度比9件の減となりました。救急件数は減少しておりますが、消防に対する住民ニーズは増大しております。このような中、より効率的・効果的な体制を構築するため、「消防基本計画」に基づき、令和10年4月の開署に向け、（仮称）みらい平消防署の建設工事を2か年で計画し、予算を計上させていただきました。なお、今年度契約した、小型動力ポンプ付水槽車及び水槽付消防ポンプ自動車につきましては、車台の製造遅延により年度内の納車が見込めないため、繰越明許費の追加をお願いするものです。

引き続き消防装備の維持・強化を図り、住民の生命・財産を保護するため、万全の態勢で臨んでまいります。以上、諸般の状況を申し上げ、管理者報告とさせていただきます。

○議長（坂巻文夫君）以上で管理者報告を終了します。

日程第４ 議案第１号 常総地方広域市町村圏事務組合監査委員の選任について

○議長（坂巻文夫君）日程第４ 議案第１号 常総地方広域市町村圏事務組合監査委員の選任について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 松丸修久君。

○管理者（松丸修久君）提案の理由を申し上げます。

現監査委員の下村文男氏が令和８年３月３１日をもって辞職することから、後任の監査委員として木澤正幸氏を選任したいので、地方自治法第１９６条第１項の規定により、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議の上、御同意のほどお願い申し上げます。

○議長（坂巻文夫君）以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（坂巻文夫君）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（坂巻文夫君）討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

○議長（坂巻文夫君）討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第１号 常総地方広域市町村圏事務組合監査委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに、御異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（坂巻文夫君）異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり同意されました。

日程第5 議案第2号 管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（坂巻文夫君）日程第5 議案第2号 管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 松丸修久君。

○管理者（松丸修久君）提案の理由を申し上げます。

本案は、地方自治法施行令が改正され、引用条項に変更が生じることから、管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正するものです。

施行日は、改正法の施行期日が「改正法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日）」と定められているため、改正法の施行の日とするものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願い申し上げます。

○議長（坂巻文夫君）以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（坂巻文夫君）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（坂巻文夫君）討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第2号 管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（坂巻文夫君）異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（坂巻文夫君）日程第5 議案第3号 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 松丸修久君。

○管理者（松丸修久君）提案の理由を申し上げます。

本案は、令和7年の人事院勧告による国の法律改正に準じ、官民格差を是正するため条例の一部を改正するものです。

主な内容としましては、給料月額、通勤手当、期末手当及び勤勉手当の支給月数の引上げを行うものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願い申し上げます。

○議長（坂巻文夫君）以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（坂巻文夫君）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（坂巻文夫君）討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第3号 常総地方広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（坂巻文夫君）異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（坂巻文夫君）日程第7 議案第4号 常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 松丸修久君。

○管理者（松丸修久君）提案の理由を申し上げます。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件が令和7年11月12日に公布されたことに伴い、常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正するものです。よろしく御審議の上、御決議のほどお願い申し上げます。

○議長（坂巻文夫君）以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（坂巻文夫君）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（坂巻文夫君）討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第4号 常総地方広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（坂巻文夫君）異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 令和7年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第5号）について

○議長（坂巻文夫君）日程第8 議案第5号 令和7年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第5号）について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 松丸修久君。

○管理者（松丸修久君）提案の理由を申し上げます。

本案は、令和7年度一般会計補正予算（第5号）については、歳入歳出それぞれ3,670万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ83億3,490万4千円とするものです。

歳入では、事業費の確定に伴い組合債を減額し、歳出では、事業費確定による減額のほか、人事院勧告に基づく給与改定による人件費の増額、整備方式の追加検討に関連するごみ処理施設基本構想策定委託料を増額するものです。

また、併せて地方債の限度額を減額変更するとともに、年度内の予算執行が難しい事業について繰越明許費を追加するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願い申し上げます。

○議長（坂巻文夫君）以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（坂巻文夫君）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（坂巻文夫君）討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第5号 令和7年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（坂巻文夫君）異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 令和8年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計予算について

○議長（坂巻文夫君）日程第9 議案第6号 令和8年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計予算について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 松丸修久君。

○管理者（松丸修久君）提案の理由を申し上げます。

令和８年度一般会計予算は、歳入歳出総額93億7,567万9千円で、前年度と比較して、12億5,690万6千円、15.5%の増額であります。

歳入は、分担金及び負担金が歳入総額の76%を占めており、資源化施設火災の影響による不燃ごみ外部搬出委託の継続や（仮称）みらい平消防署建設事業の着工などにより1億6,030万4千円の増額となります。

また、組合債においては資源化施設の復旧事業、（仮称）みらい平消防署建設事業及び野球場改修事業など事業の増加に伴い11億円の大増額となります。その他、国庫支出金は3,440万6千円の増額、繰越金は共通分繰越金の減少により6,400万円の減額となります。

歳出は、総額に対し衛生費が41%、消防費が41.5%を占めております。

増額の主なものは、人件費が人事院勧告に基づく制度改正などに伴い1億362万円の増額、物件費では不燃ごみの外部搬出に伴う委託料の増加などから2億6,313万1千円の増額、普通建設事業費では資源化施設復旧事業などの事業の増加により12億9,489万4千円の増額となります。

よろしく御審議のうえ、御決議のほどお願い申し上げます。

○議長（坂巻文夫君）以上で、提案理由の説明が終わりました。

続きまして、事務局より補足説明があります。

管理課長 酒井義男君。

○管理課長（酒井義男君）はい。

御説明いたします。令和８年度予算につきましては、予算書に加え、説明資料として、資料１、２、３がございます。まず、資料１_令和８年度予算算出基礎資料の１ページをご覧ください。こちらの資料は、関係市町負担金を算定するための基礎データ及び算出計算結果を示した資料となります。１ 関係市町負担金割合では、各費目で使用する負担割合となります。

２ページをお願いいたします。２ 関係市町負担金算定基礎の①関係市町人口では、負担割合で使用する令和７年１０月１日現在の常住人口となります。その下の表、②は令和７年１０月１日現在の障がい者支援施設の入所者数です。

次のページ、３ページをお願いいたします。③は常総環境センターの令和６年度のごみ処理実績量となります。その下④は、令和７年１０月１日現在の消防本部を除く消防署所の職員数となります。これらのデータをもとに算出した関係市町負担金が４ページの令和８年度関係市町負担金算出計算書となります。

次に５ページをご覧ください。令和８年度関係市町負担金算出計算書前年度比較表となります。各項目の上段黒字が令和８年度予算額、中段青字が前年度予算額、下段赤字が比較となります。表の左手にあります、予算額【Ａ】の欄が款別の歳出予算額となっております。共通事業分の予算額は、一番下から上に３段戻りまして小計欄の黒字で52億3,520万2千円、７年度と比較しまして6億6,865万3千円の増額となります。その下の行、消防分は、予算額41億4,047万7千円で、5億8,825万3千円の増額です。その下の行、合計しまして、組合全体の予算総額は93億7,567万9千円で、12億5,690万

6千円の増額となります。

合計欄を右に2列目から7列目までが特定歳入控除額となります。2列目、国庫支出金、3列目、地方債の増につきましては、普通建設事業の増に伴う増額となり、6列目の繰越金は減額の見込みとなります。8列目、表の中央になりますが、関係市町負担金は総額71億2,199万4千円、7年度と比較しまして1億6,030万4千円、2.3%の増額をお願いするものです。

続きまして、資料2、令和8年度予算参考資料の1ページをご覧ください。こちらは予算の概要となりまして、増減理由の概要を御説明いたします。

①歳入の概要の表の下で1分担金及び負担金、約1億6千万円の増理由といたしまして、衛生費で不燃ごみ外部搬出に伴う委託料の増、消防費で（仮称）みらい平消防署建設事業に伴う工事費・委託料の増及び人事院勧告に基づく給与改定などによる人件費の増、総務費で守谷市からの派遣職員2名増による負担金の増などによるものです。右下のグラフ、関係市町負担金の推移では、青色の棒グラフが関係市町負担金、赤色の折れ線グラフ予算総額で、赤色の折れ線グラフは大きく伸びておりますが、災害復旧事業や普通建設事業の増加によるもので、国庫支出金や組合債などの特定財源の増額により関係市町負担金の伸びは抑えられております。

2ページの②歳出の概要（目的別）は各所属から説明させていただきますので割愛いたします。

3ページをお願いいたします。③歳出の概要（性質別）で、まず、共通分では義務的経費が公債費の減額による減、普通建設事業費で補助事業として、野球場改修事業による増、単独事業として、資源化施設復旧事業などによる増、その他の経費では、資源化施設火災の影響による不燃ごみの外部搬出に伴う委託料の増及び電気料の増、さらに契約に基づく物価変動費見直しによる運転管理委託料の増などにより増額となります。また、補助費等では、守谷市派遣職員負担金による増額です。

次のページをお願いいたします。消防分では、義務的経費で人事院勧告に基づく給与改定などにより人件費の増額です。普通建設事業費では、単独事業が（仮称）みらい平消防署建設事業などによる増額です。その他の経費では、いばらき消防指令センター負担金の減による補助費等の減額となっております。

続いて、資料3_令和8年度一般会計予算案総括表をお願いいたします。こちらは、令和8年度予算額と7年度当初予算額との比較に、令和7年度の決算見込みを表にしたものとなります。単位が左3列は千円で、右3列が円でございます。

歳入は主なものを御説明いたします。

1ページ上から5行目、2款使用料及び手数料をお願いいたします。

予算額は2億8,786万6千円で、8行下に進みまして2項1目、衛生手数料の廃棄物処理手数料では、ごみの直接搬入量を実績に基づき、事業系1万1,790トン、家庭系1,213トンを見込み、約1,900万円減額となります。

下にまいりまして3款の国庫支出金をお願いいたします。

予算額は7,786万7千円です。5行下の1項2目土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金は、野球場改修事業に対する交付金で国費率2分の1となります。その下、3目消防費国庫補助金の緊急消防援助隊設備整備費補助金は、つくばみらい消防署配備の災害対応特殊救急自動車購入事業に対する補助金で、補助率は2分の1となります。5款の繰越金は予算額1億9,000万円で、7年度の執行状況から精査し、共通分は1億5,200万

円、消防分は3,800万円を見込んでおります。

次のページをお願いします。6款諸収入の予算額は1億4,732万円でございます。新たな収入として計上したものは、上から10項目目、ちょうどページの中間に位置しますが、施設間応援協定に伴う可燃ごみ処理費用収入は令和8年9月から、さしまクリーンセンター寺久において基幹改良工事が実施され、ごみ処理が出来なくなることから協定に基づき可燃ごみの一部を受け入れるもので、その処理費用として6,463万5千円を計上するものです。

一方で、皆減となるものは、2行上の発電余剰電力売電料で、資源化施設火災の影響で、焼却するごみの量が減ったことなどにより発電率が低下したため、売る電気が見込めなくなったことによるものです。また、下に10項目目の茨城県立消防学校派遣教官職員給与相当分は、派遣期間終了により皆減となるものです。

下にまいりまして7款組合債をお願いいたします。

予算額は、15億4,870万円で、資源化施設復旧事業や（仮称）みらい平消防署建設事業などの借り入れにより11億円の増額となりました。

歳入につきましては、以上でございます。

続きまして、歳出は各所属からご説明いたしますので、並び替えをしております。

3ページの歳出をご覧ください。管理課所管事業を御説明いたします。

1款議会費は予算額87万円です。新型コロナウイルス感染症対策として配布しておりましたペットボトルのお茶につきましては、感染状況が改善したことから廃止し、需用費の食糧費で9千円を減額いたしました。

2款総務費は予算額3億2,183万9千円です。2行下の1項総務管理費の1目一般管理費は、予算額2億5,906万5千円で前年度比443万2千円の減額です。主な内容は、管理課と施設課を合わせた職員11名の給料等の人件費で1億292万4千円となります。また、18節の負担金、補助及び交付金で、守谷市からの派遣職員が2名増により2,564万1千円の増となります。このため、実質的な人件費は合わせますと約2億2,450万円となり、一般管理費全体の86.6%を占めております。

なお、組合から守谷市への派遣は1名とし、その費用について守谷市より雑入で収入いたします。

事務事業では、デジタル化による業務効率を向上させるため、文書管理システムの導入委託料110万円を計上いたしました。

続きまして、2項職員共同研修費は予算額506万2千円です。各市の社会福祉協議会職員の受講を含め10名減の849名の受講を見込んでおります。

なお、社会福祉協議会職員分は雑入で30万9千円の収入を見込んでおります。

2項防災費は予算額1,284万円で前年度と比較しまして250万円の減額です。減額理由は、前年度実施の外壁等改修工事実施設計委託料の皆減によるものです。

次のページをお願いいたします。

7款公債費は予算額8億3,201万9千円で前年度比3億9,026万8千円の減額です。減額は平成23年借入事業の第三次ごみ処理施設整備事業債の償還終了などによるものです。以上、管理課所管事業の説明を終わらせていただきます。

○議長（坂巻文夫君）続きまして、施設課長 樋口博君。

○施設課長（樋口博君）はい。

続きまして、施設課所管事業につきまして、2款、総務費、3目の地域交流センター費、3款、民生費、5款、土木費の順に御説明させていただきます。引き続き、令和8年度一般会計予算（案）総括表の5ページをお開きください。

地域交流センターに係る予算額は、4,465万3千円、前年度比較で320万4千円の減額となります。

予算額の半分を、委託料の指定管理料が占め、その他、需用費の光熱水費が、1,931万8千円で4割超を占める内容であります。なお、8年度計画の修繕、工事はございません。

資料変わりました、資料2、「予算参考資料」の17ページをお開きください。

3款の民生費、障害者支援施設では、経常的な経費以外のもので、医療用ベッドを更新する計画をしております。施設開所から使用しているベッドは、18年が経過し、画像のように天板の変形、部品の欠損等が生じておりますが、部品調達ができない状況であります。入所者には自ら起き上がりできる方もいらっしゃいますが、どのような障害をお持ちの方が入所されるかは不明であること、知的障害者は身体機能の低下が健常者よりも早く進行する特性がありますので、入所者の高齢化も踏まえまして、既存と同様に医療用ベッドを2箇年で入れ替える予定です。

なお、施設の指定管理業務に係る経費につきましては、自立支援給付金や利用者負担金で賄われており、指定管理料の支払いはありません。

このような事業計画により、民生費の予算額につきましては、1,483万9千円、前年度に実施しました屋根・外壁改修工事と駐車場整備工事の皆減により、1億900万円の減額となります。

続きまして、25ページをお開きください。

土木費では、経常的な経費以外のもので、搬入路の樹木伐採を計画しております。去る12月24日の議会全員協議会において、「進入路整備について」の説明をさせていただきましたが、歩道部分は、現在、組合が維持管理しております。街路樹は樹齢50年ほどの老木となり、全国各地で倒木事故も相次いでいることから、今年度に樹木調査を実施いたしました。

新緑の葉はつけるものの、画像のように樹皮剥がれ、ガードリングルート、ガードリングルートとは、行き場のない根が自ら根株を締め付ける現象で、根がくびれて細くなり、倒木の危険性が生じるというものです。さらに、幹の空洞化が確認され、調査した樹木の大部分が健全な状態ではありませんでした。

今後、守谷市において市道改修工事が予定されておりますので、その際、歩道部の改修を守谷市に依頼するにあたり、先立って街路樹の伐採を行うものです。伐採時期は、年度前半の計画を予定しております。

続きまして、冒頭の管理者報告にもございましたが、今年度見送りしました野球場改修事業につきまして、球場の劣化が更に進行しており、利用者への安心安全の確保の観点からも、事業を再開させていただきたくお願いいたします。

既に、実施設計業務は令和6年度に完了しており、球場の概要としましては、グラウンドサイズがホームベースからセンターまで122メートル、両翼100メートルで人工芝

舗装、スタンド席は約 550 席、グラウンド拡張により、現在地よりも自由広場側に近寄りますので、球場外への飛球を防止するため防球ネットの設置、スコアボードとナイター照明の LED 化、照明塔は既存のものを活用する内容であります。

ただ、設計から時間が経過しているため、単価の入替え、今年度の銅線ケーブル盗難被害後に復旧しましたナイター照明用設備の一部設計変更が必要となりますので、8 年度当初に実施する計画としています。

また、当初は 2 箇年の改修工事を計画しておりましたが、茨城県担当課からの補助金の平準化の助言もあり、8 年度半ばから 10 年度半ばまでの、工期としては 2 年ですが、3 箇年事業に見直しております。

26 ページの上段の表をご覧ください。総事業費は 23 億 2,730 万 9 千円を見込んでおり、財源の国庫補助金につきましては、直近の実績で、令和 6 年度が 65% の配分でありましたので、この割合で算定しております。

8 年度当初予算におきまして、債務負担行為の設定をさせていただき、事業を進めさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

このような事業計画により、土木費の予算額につきましては、3 億 7,126 万 2 千円、前年度との比較では 1 億 8,803 万円の増額となります。

以上で、施設課所管事業の説明を終了させていただきます。

○議長（坂巻文夫君）続いて、常総環境センター所長 野口貴洋君。

○常総環境センター所長（野口貴洋君）はい。

4 款、衛生費の令和 8 年度予算を御説明いたします。資料 3、令和 8 年度一般会計予算（案）総括表の 6 ページをお開きください。

衛生費全体では、38 億 4,128 万 7 千円、前年度より 9 億 7,581 万 8 千円、34.1% 増となります。

1 項 1 目、常総環境センター費は、38 億 3,882 万 6 千円で、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物、有害ごみの 7 万 1,006 トンを適正に処理・処分・資源化する費用と、令和 6 年 12 月に焼損した資源化施設の復旧に関わる費用が主なものになります。

なお、さしま環境管理事務組合で、ごみ処理施設の基幹的改良工事を実施する関係で、処理しきれない可燃ごみを茨城県県南県西地区連絡会の応援協定に基づき 9 月から 3 月まで受入の依頼があり、その分 2,085 トンを含んでいます。受入にあたっては、処理費用相当分 6,463 万 5 千円を収入で見込んでいます。

11 節、需用費は、2 億 4,614 万 1 千円、前年度より、5,520 万 3 千円増となります。このうち常総環境センター電気料が 5,685 万円増の 2 億 2,345 万 2 千円となります。

増額となる要因は、不燃ごみを全量外部搬出とする関係で、焼却量が減少し、1 炉運転が増加し、発電量が減少となり、購入する電気が増加となります。

12 節、委託料は 28 億 1,153 万 1 千円、前年度より 2 億 1,039 万 9 千円増となります。

まず、ごみ処理運転管理委託料が 1 億 7,338 万 4 千円増の 18 億 9,749 万 5 千円となります。ごみ処理施設運転管理委託料は、令和 3 年度から 12 年度まで 10 年間で毎年税込 16 億 5 千万円の基準額で契約しておりますが、長期契約のため、物価変動費を採用しています。

資料 2 の参考資料 20 ページをお願いいたします。20 ページ中ほどの(4)がごみ処理施設

の委託料となります。(a) 基準委託料と(b) 基準資源物売払額までが基準額となり、(c) が物価指数に応じた変動費分となります。変動費は、人件費はマイナスとなったものの他はプラスとなり、1億1,404万1,550円となります。(d) ごみ量変動費は(2)の年間基準計画処理量の6万4,200トンに対して8年度は6万5,459トンと見込んでいるため、95万3,882円となります。(f) 外部搬出費用は、外部搬出に伴い、搬出用大型車両への不燃ごみの積込みのための費用、人件費等で8,000万円となり、総額18億9,749万5千円となります。

参考資料の22ページをお開きください。

ア資源化施設復旧工事業ですが、焼損した資源化施設不燃ごみ処理設備を復旧いたします。8年度は主に設備の製作と損傷した設備の解体・撤去、外壁・鉄骨の復旧を行います。なお、外壁は、天井を開けて、そこから大型クレーンで機器を入れ、8年度後半から機器の据付を行います。

9年度は設備機器の稼働試験が主となります。現場作業は9年度の5月で完成予定となりますので、完成後は不燃ごみ処理を再開させていただきます。

事業費は、表のとおり2か年合計で施工監理費1,783万1千円、工事費が42億3,500万円となり、施工監理費は委託料に、工事費は14節に計上しています。財源内訳ですが、一般単独災害復旧事業債を活用します。また、火災保険は、事業費から22億6,191万8千円で試算しており、こちらは事業完了後の令和9年度の歳入として、令和13年度以降の施設改修工事に対する基金へ積立てる予定です。

参考資料の23ページをお開きください。

イ循環型社会形成推進地域計画策定事業ですが、令和13年度から予定しているごみ処理施設改修事業は、交付金を活用していきます。交付金活用するための前提となる人口、ごみ量と目標値、目標達成のための施策といった地域計画策定が必要で、235万4千円を委託料に計上しました。

地域計画策定後は、スケジュールにありますように、改修工事の実施にむけ必要な生活環境評価(アセスメント)等を実施していくこととなります。

ウ堆肥化施設守谷事業所休憩所等整備工事設計事業は、現在27名の従業員に対して本来54平米程度の休憩スペースが必要ですが、約29平米しかありません。また、毎年生ごみを排出する協力世帯が200世帯増加しており、それらに対応するため回収員も増員していかななくてはならず、令和16年度には従業員32名となる予定で、労働環境上、従業員が十分に休憩をとるためのスペースや更衣室などを含めた休憩所の整備と製品堆肥保管スペースが手狭になってきたため、倉庫の増築設計を行うもので601万7千円を計上します。

令和8年度一般会計予算(案)総括表の6ページに戻ってください。

14節、工事費は、先ほど説明した復旧工事の1年次分の工事費6億9,450万円です。2目、放射能対策費は246万1千円で、旧施設の焼却残渣の指定廃棄物を安全に保管する費用で246万1千円です。

衛生費の8年度予算は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長(坂巻文夫君) 続きまして、消防長 岡野智行君。

○消防長（岡野智行君）はい。

続きまして、消防所管の説明をさせていただきます。

同じく資料3、予算（案）総括表7ページをご確認ください。また、予算書は24ページからとなります。

まず、6款消防費全体の予算額は、38億9,356万3千円で、前年度と比較しまして、約18.3%、6億265万3千円の増額となります。

1目、消防総務費は、29億9,587万1千円で前年度と比較しまして、1億8,534万8千円の増、内訳としましては、人件費に当たります給料、職員手当等、共済費におきましては、人事院勧告に準じた給与条例改正等に伴い、併せて約1億1,600万円の増となっております。

続いて10節需用費ですが、電気使用量の増及び消耗品単価の増額等により約330万円の増となっております。12節委託料につきましては、医療廃棄物の処分単価の値上げ、更には新規事業となりますが、ハラスメント相談窓口を外部委託制度の導入を図るため、併せて約140万円の増となっております。

18節負担金、補助及び交付金につきましては、いばらき消防指令センターにおいて令和8年度から3か年事業で実施する指令システム等の大規模更新が計画されております。これらを含め、併せて約6,300万円の増となっております。後程別資料にて補足させていただきます。

続いて、2目、消防施設費としましては、12節委託料におきましては、仮称みらい平消防署工事監理業務委託及び文化財発掘調査整理報告書作成委託料として併せて2,355万5千円計上させていただきましたが、先程の全員協議会で説明させていただいたとおり、遺構数増により、補正対応の必要が十分に考えられるところでございます。委託料全体としましては、前年度事業分が皆減となり、約3,600万円の減となっております。

14節工事請負費としましては、次年度からの2か年事業となります仮称みらい平署の建設工事において、全体工事費の約3割にあたる7億7,154万円を計上させていただきました。

17節備品購入費につきましては、車両購入費としまして、3台分、5,891万円を計上しております。前年度高額車両であった水槽車等分が皆減、約2億2,000万円減額となっております。購入予定車両につきましても後程、別資料にて補足説明させていただきます。

なお、本年度導入を計画していました、積載水10トン水槽車、南所配備予定の水槽付き消防車におきましては、何れも半導体不足、そして、モデルチェンジ前の現行シャシへの注文が集中したため、次年度納入となったものであります。こちらにつきましても、先程の補正予算のとおり繰越明許設定をお願いしたところであります。

2目、消防施設費の全体としましては、8億9,769万2千円となり、前年度と比較しまして、4億1,730万5千円の増額となります。

続きまして、資料2、予算参考資料により、次年度の重点事業計画について補足説明させていただきます。

資料27ページ下段をご覧ください。カタカナのエ、消防指令センター大規模更新事業の詳細となります。運用開始から10年を迎え、コンピューター関連機器等保守期限を迎えることから3か年の継続事業を行うものです。全体事業費は70億円を超えるとされ、同センターにおきましては、各消防本部の負担軽減のため、出来る限りの平準化を図つ

たものであります。県からの５億円程度の補助金、国における緊急防災・事業債の活用も想定しているところから、今後歳出の減額変更も見込まれるところでございます。

資料28ページ上段をご覧ください。カタカナのオ、仮称みらい平消防署建設事業における事業費、財源内訳となります。財源につきましては、充当率75%の一般単独事業債、消防・防災施設整備事業を活用致します。

なお、庁舎イメージを添付させていただきました。

続きまして、次ページをご覧ください。更新車両のイメージ写真を添付させていただきました。まず車齢８年が経過、走行距離20万kmを超えたつくばみらい署の救急車を更新いたします。この車両は、緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用する予定であります。続きまして、車齢23年の南守谷所の広報車、写真添付はございませんが、車齢14年が経過、走行距離20万kmを超えた本部連絡車を更新させていただきます。

引き続き消防力の強化と安全運用に努めて参ります。

以上、消防所管の説明を終わらせていただきます。

○議長（坂巻文夫君）以上で、補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（坂巻文夫君）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（坂巻文夫君）討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第６号 令和８年度常総地方広域市町村圏事務組合一般会計予算については、原案のとおり決することに、御異議ありませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

○議長（坂巻文夫君）異議なしと認めます。

よって、議案第６号は、原案のとおり可決されました。

○議長（坂巻文夫君）これにて、今期定例会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

以上で、令和８年第１回常総地方広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後 3 時 5 5 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

常総地方広域市町村圏事務組合議会

議 長 坂 卷 文 夫

議 員 杉 山 尊 宣

議 員 赤 羽 直 一